

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(位置等)

第二条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切であり、かつ、園児が通園する際に安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第三条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を設けなければならない。

2 園舎には、職員室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所並びに飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を設けなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室については、それぞれ兼用することができる。

3 満二歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定こども園の園舎には、前項に規定する設備のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。

4 満三歳以上の子どものみを入園させる幼保連携型認定こども園であつて、園児に対する食事の提供について、第九条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号）第二十九条前段に規定する方法により行うものにあつては、第二項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。

5 幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事を提供する園児の数が二十人に満たない幼保連携型認定こども園にあつては、第二項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えなければならない。

6 前四項に定めるもののほか、第一項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
(園具及び教具)

第四条 幼保連携型認定こども園には、第六条の学級の数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに

安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等との設備の兼用)

第五条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用することができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

(学級の編制)

第六条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の教育課程に基づく教育を行うため、満三歳以上の園児については、規則で定めるところにより、学級を編制するものとする。

(職員)

第七条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに規則で定める員数の当該学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭をもって兼ねさせ、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園には、規則で定める員数の園児の教育及び保育（満三歳に満たない園児については、その保育）に直接従事する職員を置かなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、規則で定める員数の調理員を置かなければならない。ただし、調理の業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

(他の学校又は社会福祉施設の職員との兼務)

第八条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の準用)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第二条第一項、第二項及び第四項、第四条から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十三条第一項並びに第二十九条前段の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条前段		第十三条第一項		第十一条	
幼児	第七條第一項	入所者	その児童等	入所中の児童等に対し、法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同條第三項	児童福祉施設の長
園児	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める條例第九條において読み替へて準用する第七條第一項	園児	園児		認定こども園法第十四條第一項の園長 法第四十七條第三項

(規則への委任)

第十条 この條例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この條例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。